

自動車事故等第三者行為・災害による補償（損害保険）

今回製作した訓練用仮義肢・治療用装具の代金は、保険会社又は加害者に対し請求し、患者さまの代金立て替えの必要はありません。手続きの流れは次の通りです。

※あくまで一般的な手続きの流れをご説明するものです。

※状況（過失割合）によって負担率が異なり、一部負担が必要なことがあります。

1. 保険会社に補償が適用されることを確認する。
2. 病院で診察を受ける。
3. 医師より義肢装具製作所に処方が出される。本人に対し、装着証明のための診断書が出される。
4. 義肢・装具の製作をする。仮合わせ、適合チェックを経て、義肢・装具の納品に至る。
5. 義肢装具製作所より保険会社（又は加害者）に費用請求する。
6. 保険会社（又は加害者）は、義肢装具製作所の請求に応じ費用を支払う。

